

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年1月27日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【事務連絡者氏名】 太田 裕之

【電話番号】 03 - 4530 - 7093

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ステート・ストリート米国社債インデックス・オープン（為替ヘッジあり）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間 1,000億円を上限とします。
継続申込期間 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年1月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】**

< 略 >

< 訂正前 >

ファンドの目的

当ファンドは、MA(マルチアセット)ファンドシリーズ[※]の一つであり、米国の投資適格社債を投資対象とした「米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券に投資を行い、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、ブルームバーグ・バークレイズ米国社債(1-10年)インデックス(円ヘッジベース)に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

※MA(マルチアセット)ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果を目指して運用を行うインデックス型商品等の総称です。

ファンドの特色

1 マザーファンドへの投資を通じて、米国の投資適格社債に投資します。

※投資適格社債とは主要投資格付け機関による格付けがBBB格相当以上であるものを言います。



- 「米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券において、委託会社は運用の指図に関する権限の一部（米国社債等の運用指図）を次の者に委託します。

商号：ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市

2 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

※ファミリーファンド方式については、「ファンドの運用の仕組み」をご覧ください。

3 ブルームバーグ・バークレイズ米国社債(1-10年)インデックス(円ヘッジベース)に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

※ブルームバーグ・バークレイズ米国社債(1-10年)インデックス(円ヘッジベース)とは、正式名称「Bloomberg Barclays US Intermediate Corporate Index」について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出したものです。

4 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

為替変動による影響(為替リスク)は低減されますがその影響を完全に排除できるものではありません。

ファンドの仕組み



<訂正後>

ファンドの目的

当ファンドは、MA(マルチアセット)ファンドシリーズ[®]の一つであり、米国の投資適格社債を投資対象とした「米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券に投資を行い、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、ブルームバーグ・バークレイズ米国社債(1-10年)インデックス(円ヘッジベース)に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

※MA(マルチアセット)ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果を目指して運用を行うインデックス型商品等の総称です。

ファンドの特色

1 マザーファンドへの投資を通じて、米国の投資適格社債に投資します。

※投資適格社債とは主要投資格付け機関による格付けがBBB格相当以上であるものを言います。



- 「米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券において、委託会社は運用の指図に関する権限の一部（米国社債等の運用指図）を次の者に委託します。

商号：ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市

(注)ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、受託している運用の指図に関する権限について、平成29年6月1日付にて下記のステート・ストリート・グループの新会社に譲渡する予定です。なお、新会社への譲渡後も、運用の体制やプロセス、投資方針等に変更はありません。

商号：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー

所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市

2 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

※ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。

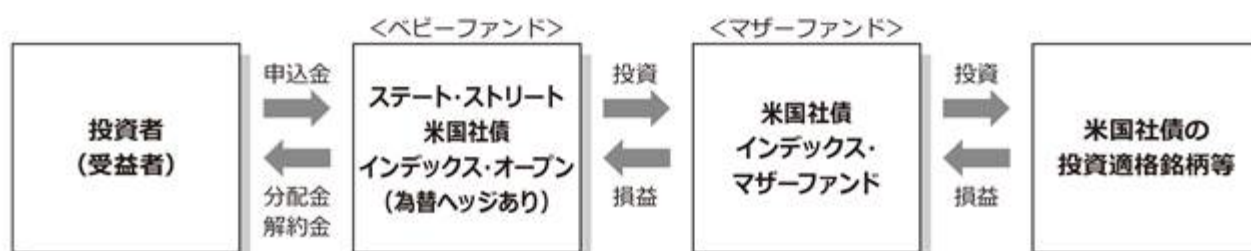
3 ブルームバーグ・バークレイズ米国社債(1-10年)インデックス(円ヘッジベース)に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

※ブルームバーグ・バークレイズ米国社債(1-10年)インデックス(円ヘッジベース)とは、正式名称「Bloomberg Barclays US Intermediate Corporate Index」について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出したものです。

4 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

為替変動による影響(為替リスク)は低減されますがその影響を完全に排除できるものではありません。

ファンドの仕組み



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<略>

<訂正前>

マザーファンドにおいて、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに運用の指図に関する権限の一部(米国社債等の運用指図)を委託します。

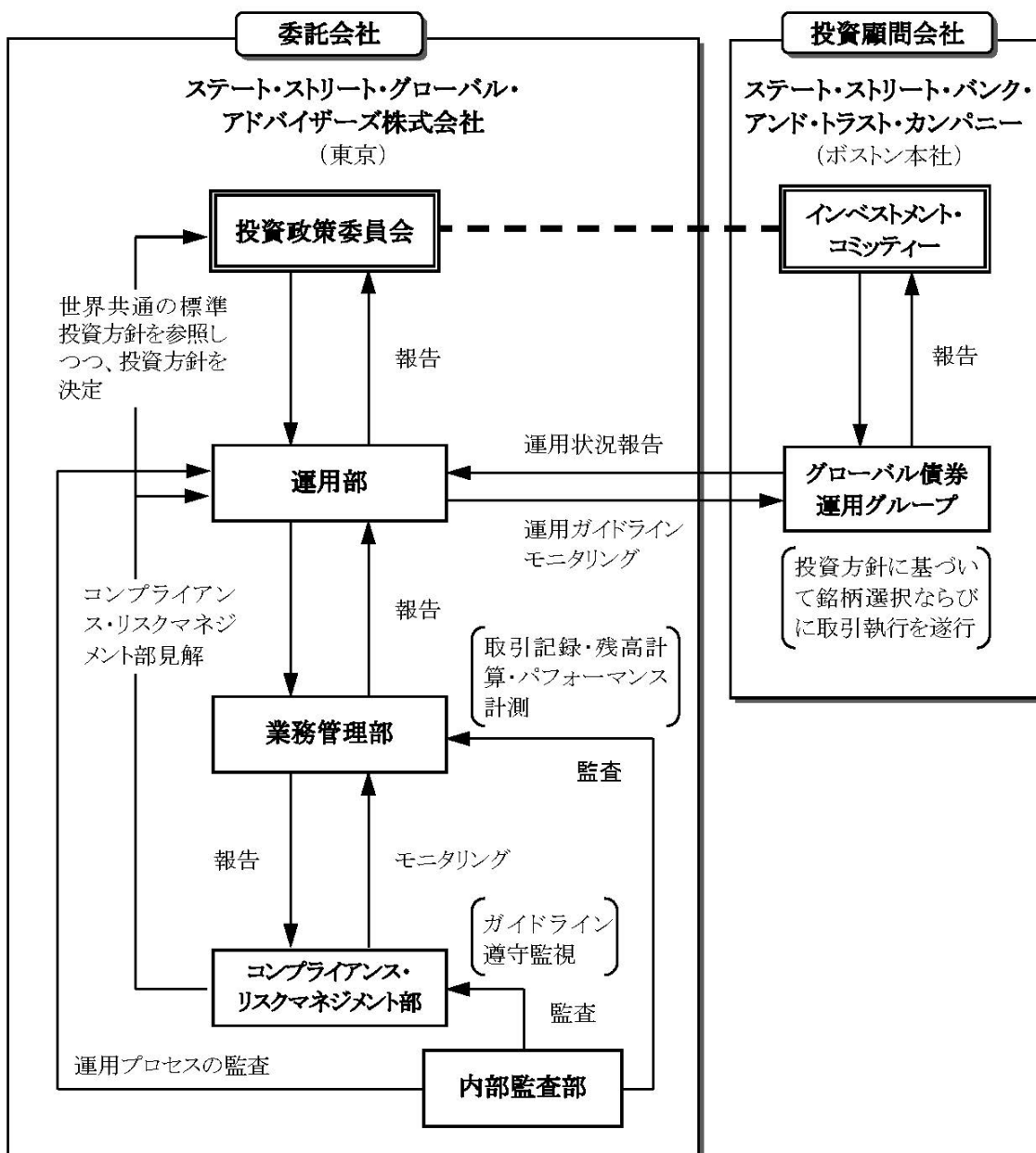
<訂正後>

マザーファンドにおいて、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに運用の指図に関する権限の一部(米国社債等の運用指図)を委託します。

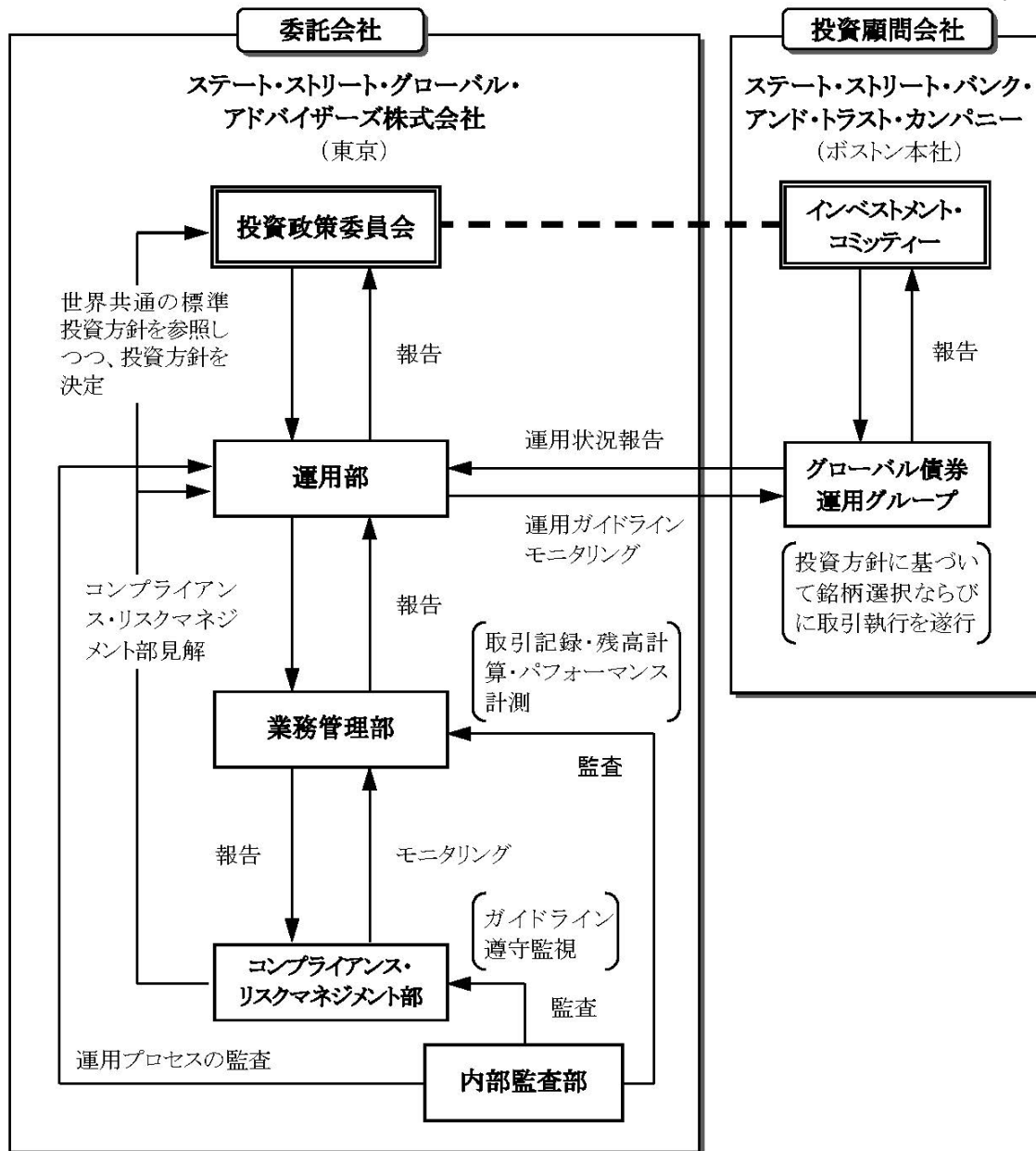
(注)ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、受託している運用の指図に関する権限について、平成29年6月1日付にてステート・ストリート・グループの新会社ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニーに譲渡する予定です。なお、新会社への譲渡後も、運用の体制やプロセス、投資方針等に変更はありません。

(3)【運用体制】

<訂正前>



<訂正後>



(注) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、受託している運用の指図に関する権限について、平成29年6月1日付にてステート・ストリート・グループの新会社ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニーに譲渡する予定です。なお、新会社への譲渡後も、運用の体制やプロセス、投資方針等に変更はありません。

(5) 【投資制限】

(参考) 「米国社債インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

(2) 運用方法

< 略 >

< 訂正前 >

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに運用の指図に関する権限の一部（米国社債等の運用指図）を委託します。

< 訂正後 >

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに運用の指図に関する権限の一部（米国社債等の運用指図）を委託します。

(注) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、受託している運用の指図に関する権限について、平成29年6月1日付にてステート・ストリート・グループの新会社ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニーに譲渡する予

定です。なお、新会社への譲渡後も、運用の体制やプロセス、投資方針等に変更はありませ
ん。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) <略>

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成28年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<訂正後>

(1) <略>

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成28年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成28年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。